

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

水溶性非ステロイド抗炎症点眼剤

ジクロフェナクNa 点眼液0.1%「ニットー」

Diclofenac Na Ophthalmic Solution 0.1%「NITTO」

〈ジクロフェナクナトリウム〉製剤

剤 形	水性点眼剤
製 剤 の 規 制 区 分	該当しない
規 格 ・ 含 量	1mL 中、日局 ジクロフェナクナトリウム 1mg 含有
一 般 名	和名：ジクロフェナクナトリウム (JAN) 洋名：Diclofenac Sodium (JAN)
製 造 販 売 承 認 年 月 日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2019年 7月24日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2019年12月13日（販売名変更による） 発 売 年 月 日：1997年 7月
開 発 ・ 製 造 販 売 (輸 入) ・ 提 携 ・ 販 売 会 社 名	製造販売元：東亜薬品株式会社 発 売 元：キョーリンリメディオ株式会社 販 売 元：杏林製薬株式会社
医 薬 情 報 担 当 者 の 連 絡 先	
問 い 合 わ せ 窓 口	キョーリンリメディオ株式会社 学術部 TEL：0120-960189 FAX：0120-189099 受付時間：8時～22時（日、祝日、その他当社の休業日を除く） 医療関係者向けホームページ https://www.kyorin-rmd.co.jp/

本 IF は 2019 年 8 月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ <https://www.pmda.go.jp/>にてご確認下さい。

I F利用の手引きの概要

－日本病院薬剤師会－

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、(独) 医薬品医療機器総合機構のホームページ (<http://www.pmda.go.jp/>) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

【I F の様式】

- ①規格は A 4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するも

のとし、2頁にまとめる。

【I Fの作成】

- ① I Fは原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I Fに記載する項目及び配列は日病薬が策定したI F記載要領に準拠する。
- ③ 添付文書の内容を補完するとのI Fの主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④ 製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤ 「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「I F記載要領 2013」と略す）により作成されたI Fは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

【I Fの発行】

- ① 「I F記載要領 2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「I F記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③ 使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはI Fが改訂される。

3. I Fの利用にあたって

「I F記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のI Fについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、I Fの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、I Fの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I Fが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I Fの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I Fを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

目次

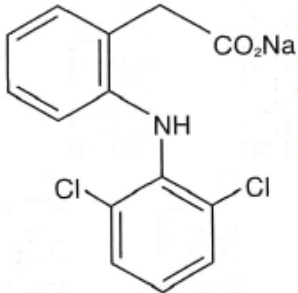
I. 概要に関する項目	1	VII. 薬物動態に関する項目	9
1. 開発の経緯	1	1. 血中濃度の推移・測定法	9
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1	2. 薬物速度論的パラメータ	9
II. 名称に関する項目	2	3. 吸収	9
1. 販売名	2	4. 分布	10
2. 一般名	2	5. 代謝	10
3. 構造式又は示性式	2	6. 排泄	11
4. 分子式及び分子量	2	7. トランスポーターに関する情報	11
5. 化学名(命名法)	2	8. 透析等による除去率	11
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2	VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	12
7. CAS登録番号	2	1. 警告内容とその理由	12
III. 有効成分に関する項目	3	2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)	12
1. 物理化学的性質	3	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	12
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	12
3. 有効成分の確認試験法	3	5. 慎重投与内容とその理由	12
4. 有効成分の定量法	3	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	12
IV. 製剤に関する項目	4	7. 相互作用	12
1. 剤形	4	8. 副作用	12
2. 製剤の組成	4	9. 高齢者への投与	13
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	4	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	13
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4	11. 小児等への投与	13
5. 製剤の各種条件下における安定性	5	12. 臨床検査結果に及ぼす影響	13
6. 溶解後の安定性	5	13. 過量投与	13
7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)	5	14. 適用上の注意	13
8. 溶出性	5	15. その他の注意	14
9. 生物学的試験法	5	16. その他	14
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	5	IX. 非臨床試験に関する項目	15
11. 製剤中の有効成分の定量法	5	1. 薬理試験	15
12. 力価	5	2. 毒性試験	15
13. 混入する可能性のある夾雑物	5	X. 管理的事項に関する項目	16
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	5	1. 規制区分	16
15. 刺激性	5	2. 有効期間又は使用期限	16
16. その他	5	3. 貯法・保存条件	16
V. 治療に関する項目	6	4. 薬剤取扱い上の注意点	16
1. 効能又は効果	6	5. 承認条件等	16
2. 用法及び用量	6	6. 包装	16
3. 臨床成績	6	7. 容器の材質	16
VI. 薬効薬理に関する項目	7	8. 同一成分・同効薬	16
1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	7	9. 国際誕生年月日	16
2. 薬理作用	7	10. 製造販売承認年月日及び承認番号	17
		11. 薬価基準収載年月日	17

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	17
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	17
14. 再審査期間	17
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	17
16. 各種コード	17
17. 保険給付上の注意	17
XI. 文献	18
1. 引用文献	18
2. その他の参考文献	18
XII. 参考資料	19
1. 主な外国での発売状況	19
2. 海外における臨床支援情報	19
XIII. 備考	20
1. その他の関連資料	20

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯	<p>本剤はジクロフェナクナトリウムを 0.1%含有する抗炎症点眼剤として開発され、1997 年 3 月に製造販売承認を取得、1997 年 7 月に『ジクロフェナク Na 点眼液 T』として発売に至った。</p> <p>その後、『ジクロフェナック点眼液 0.1%』に名称変更し、2007 年 12 月に薬価収載された。さらに、『ジクロフェナク Na 点眼液 0.1%「ニットー」』に名称変更し、2019 年 12 月に薬価収載された。</p>
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	<p>ジクロフェナクナトリウム点眼液の重大な副作用として、角膜潰瘍、角膜穿孔が報告されている。また、他剤形（内用剤、外用剤等）において、ショック、アナフィラキシーがあらわれたとの報告がある（13 頁参照）。</p>

II. 名称に関する項目

1. 販売名	
(1) 和名	ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」
(2) 洋名	Diclofenac Na Ophthalmic Solution 0.1% 「NITTO」
(3) 名称の由来	成分の一般名に由来する。
2. 一般名	
(1) 和名（命名法）	ジクロフェナクナトリウム (JAN)
(2) 洋名（命名法）	Diclofenac Sodium (JAN)
(3) ステム	イブフェナク系抗炎症薬：-ac
3. 構造式又は示性式	
4. 分子式及び分子量	分子式：C ₁₄ H ₁₀ Cl ₂ NNaO ₂ 分子量：318.13
5. 化学名（命名法）	Monosodium 2-(2,6-dichlorophenylamino)phenylacetate (IUPAC)
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	該当資料なし
7. CAS 登録番号	15307-79-6 (Diclofenac Sodium)

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質	
(1) 外観・性状	白色～微黄白色の結晶又は結晶性の粉末である。
(2) 溶解性	メタノール又はエタノール(95)に溶けやすく、水又は酢酸(100)にやや溶けにくく、ジエテルエーテルにほとんど溶けない。
(3) 吸湿性	吸湿性である。
(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点	該当資料なし
(5) 酸塩基解離定数	該当資料なし
(6) 分配係数	該当資料なし
(7) その他の主な示性値	該当資料なし
2. 有効成分の各種条件下における安定性	該当資料なし
3. 有効成分の確認試験法	日本薬局方「ジクロフェナクナトリウム」の確認試験による。
4. 有効成分の定量法	日本薬局方「ジクロフェナクナトリウム」の定量法による。

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形	
(1) 投与経路	点眼
(2) 剤形の区別、外観及び性状	剤形：水性点眼剤 性状：無色澄明な無臭の水溶性点眼剤
(3) 製剤の物性	該当資料なし
(4) 識別コード	該当しない
(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等	pH：6.0～7.5 浸透圧比：0.95～1.35
(6) 無菌の有無	無菌製剤である。
2. 製剤の組成	
(1) 有効成分（活性成分）の含量	1mL 中、日局 ジクロフェナクナトリウム 1mg 含有
(2) 添加物	ホウ酸、ホウ砂、イプシロン-アミノカプロン酸、ポビドン K25、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油 60、クロロブタノール、pH 調節剤
(3) 添付溶解液の組成及び容量	該当しない
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	該当しない
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	該当しない

IV. 製剤に関する項目

5. 製剤の各種条件下における安定性	<p>【長期保存試験】¹⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 309 646 349">保存条件</th> <th data-bbox="646 309 874 349">保存形態</th> <th data-bbox="874 309 1038 349">保存期間</th> <th data-bbox="1038 309 1441 349">結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 349 646 551">10℃以下</td> <td data-bbox="646 349 874 551">ポリプロピレン容器</td> <td data-bbox="874 349 1038 551">3年</td> <td data-bbox="1038 349 1441 551">性状、確認試験、pH、浸透圧比、無菌試験及び含量のいずれも承認規格を外れるものはなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	保存条件	保存形態	保存期間	結果	10℃以下	ポリプロピレン容器	3年	性状、確認試験、pH、浸透圧比、無菌試験及び含量のいずれも承認規格を外れるものはなかった。
保存条件	保存形態	保存期間	結果						
10℃以下	ポリプロピレン容器	3年	性状、確認試験、pH、浸透圧比、無菌試験及び含量のいずれも承認規格を外れるものはなかった。						
6. 溶解後の安定性	該当しない								
7. 他剤との配合変化 (物理化学的変化)	「X. 4. 薬剤取扱い上の注意点」の項「(1) 薬局での取り扱い上の留意点について」を参照すること。								
8. 溶出性	該当しない								
9. 生物学的試験法	該当しない								
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	(1) 呈色反応 (2) 紫外可視吸光度測定法 (3) 薄層クロマトグラフィー (4) 液体クロマトグラフィー								
11. 製剤中の有効成分の定量法	液体クロマトグラフィー								
12. 力価	該当しない								
13. 混入する可能性のある夾雑物	該当資料なし								
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	該当資料なし								
15. 刺激性	「IX. 2. 毒性試験」の項「(4) その他の特殊毒性」を参照すること。								
16. その他	該当しない								

V. 治療に関する項目

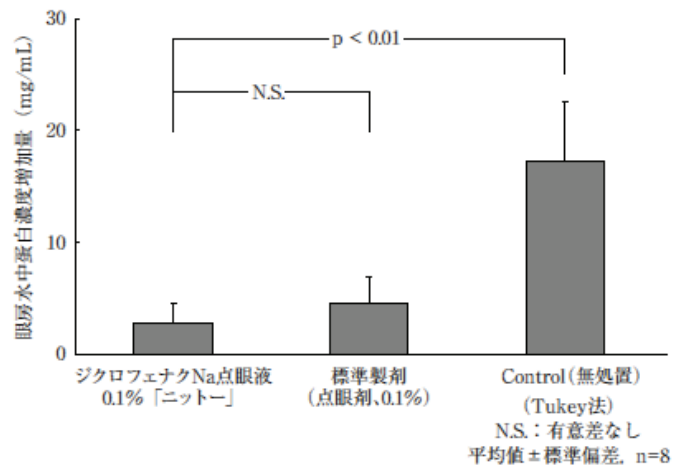
1. 効能又は効果	白内障手術時における下記症状の防止 術後の炎症症状、術中・術後合併症
2. 用法及び用量	通常、眼手術前 4 回(3 時間前、2 時間前、1 時間前、30 分前)、眼手術後 1 日 3 回、1 回 1 滴点眼する。
3. 臨床成績	
(1) 臨床データパッケージ	該当資料なし
(2) 臨床効果	該当資料なし
(3) 臨床薬理試験	該当資料なし
(4) 探索的試験	該当資料なし
(5) 検証的試験	
1) 無作為化並行用量反応試験	該当資料なし
2) 比較試験	該当資料なし
3) 安全性試験	該当資料なし
4) 患者・病態別試験	該当資料なし
(6) 治療的使用	
1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験)	該当資料なし
2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要	該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

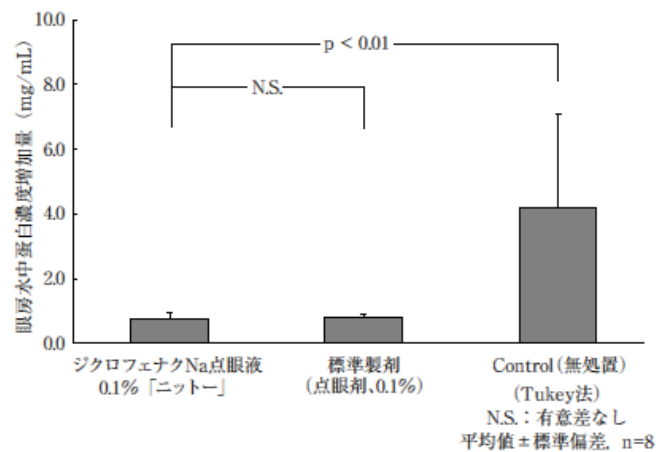
1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	非ステロイド性抗炎症点眼剤 プラノプロフェン、ブロムフェナクナトリウム水和物、ネパフェナク
2. 薬理作用 (1) 作用部位・作用機序 ²⁾	シクロオキシゲナーゼ阻害薬として働くのみでなく、リポキシゲナーゼ代謝物の生成も減少させる。これは遊離アラキドン酸のトリグリセリドへの取り込みを促進するためと考えられている。
(2) 薬効を裏付ける試験成績	【生物学的同等性試験】³⁾ 1. プロスタグランジン生合成阻害作用 ジクロフェナク Na 点眼液 0.1%「ニットー」と標準製剤(点眼剤)について、ウサギ眼における前房穿刺及びアラキドン酸点眼刺激による眼房水中プロスタグランジン生成に対する抑制作用を指標として試験を実施し、抗炎症作用を比較した。その結果、両剤とも前房穿刺及びアラキドン酸点眼刺激によるプロスタグランジン生成を著明に抑制し、両剤間では有意な差は認められず、両剤の生物学的同等性が確認された。 2. 眼房水蛋白増加抑制作用 ジクロフェナック点眼液 0.1%「ニットー」と標準製剤(点眼剤)について、ウサギ眼における前房穿刺及びアラキドン酸点眼刺激による眼房水中蛋白増加に対する抑制作用を指標として試験を実施し、抗炎症作用を比較した。その結果、前房穿刺刺激では、両剤とも点眼後 45 分で最大の蛋白増加抑制作用を示し、アラキドン酸点眼刺激では、両剤とも Control 群(無処置)に対し有意に蛋白増加を抑制した。また、両剤間では有意な差は認められず、両剤の生物学的同等性が確認された。

VI. 薬効薬理に関する項目

前房穿刺によるウサギ眼房水中蛋白増加抑制作用(点眼後45分)



アラキドン酸点眼によるウサギ眼房水中蛋白増加抑制作用



(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法	
(1) 治療上有効な血中濃度	該当資料なし
(2) 最高血中濃度到達時間	該当資料なし
(3) 臨床試験で確認された血中濃度	
(4) 中毒域	該当資料なし
(5) 食事・併用薬の影響	該当資料なし
(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因	該当資料なし
2. 薬物速度論的パラメータ	
(1) 解析方法	該当資料なし
(2) 吸収速度定数	該当資料なし
(3) バイオアベイラビリティ	該当資料なし
(4) 消失速度定数	該当資料なし
(5) クリアランス	該当資料なし
(6) 分布容積	該当資料なし
(7) 血漿蛋白結合率	該当資料なし
3. 吸収	該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

4. 分布

(1) 血液－脳関門通過性 該当資料なし

(2) 血液－胎盤関門通過性 該当資料なし

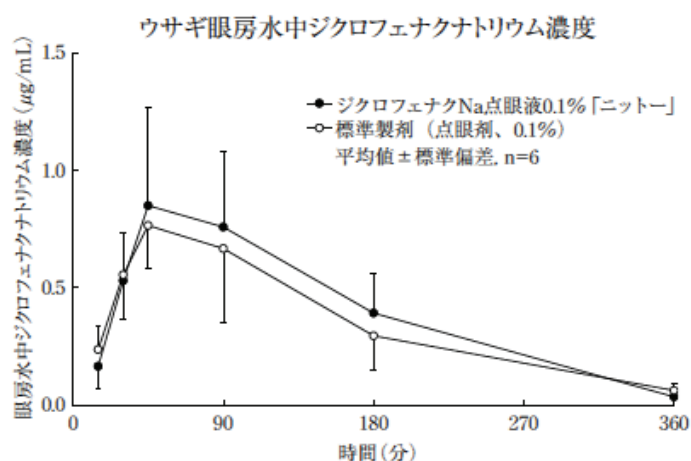
(3) 乳汁への移行性 該当資料なし

(4) 髄液への移行性 該当資料なし

(5) その他の組織への移行性 **【生物学的同等性試験】³⁾**
(参考)

ウサギにおけるジクロフェナクナトリウムの眼房水中内移行

ジクロフェナク Na 点眼液 0.1%「ニットー」と標準製剤（点眼剤）について、ウサギ眼に点眼投与後、経時的に眼房水中ジクロフェナクナトリウム濃度を測定した。その結果、両剤ともに点眼後 45 分で最高濃度を示し、以後、経時的に漸減した。両剤間での眼房水中ジクロフェナクナトリウム濃度に有意な差は認められず、両剤の生物学的同等性が確認された。



5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路 該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種 該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

(3) 初回通過効果の有無及びその割合	該当資料なし
(4) 代謝物の活性の有無及び比率	該当資料なし
(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ	該当資料なし
6. 排泄	
(1) 排泄部位及び経路	該当資料なし
(2) 排泄率	該当資料なし
(3) 排泄速度	該当資料なし
7. トランスポーターに関する情報	該当資料なし
8. 透析等による除去率	該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当しない
2. 禁忌内容とその理由 （原則禁忌を含む）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【禁忌】（次の患者には投与しないこと） 本剤の成分に対して過敏症の既往歴のある患者</p> </div>
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
5. 慎重投与内容とその理由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>慎重投与（次の患者には慎重に投与すること） 点状表層角膜症のある患者〔角膜びらん、さらに角膜潰瘍、角膜穿孔へと進行するおそれがある。〕</p> </div>
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重要な基本的注意 眼の感染症を不顕性化するおそれがあるので、観察を十分に行い、感染を起こした場合は投与を中止すること。</p> </div>
7. 相互作用	
(1) 併用禁忌とその理由	該当しない
(2) 併用注意とその理由	該当しない
8. 副作用	
(1) 副作用の概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していないため、副作用発現頻度は不明である。</p> </div>
(2) 重大な副作用と初期症状	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大な副作用</p> <p>1) ショック、アナフィラキシー：本薬の他剤形（内用剤、外皮用剤等）において、ショック、アナフィラキシー（蕁麻疹、血管浮腫、呼吸困難等）があらわれたとの報告があるので、観察を十分に行い、異常が</p> </div>

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

(3) その他の副作用	<p>認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。</p> <p>2) 角膜潰瘍、角膜穿孔（頻度不明）：角膜潰瘍、角膜穿孔があらわれることがあるので、角膜びらん等があらわれた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。</p>				
(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧	<p>その他の副作用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>頻度不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>眼</td> <td>びまん性表層角膜炎、角膜びらん、一過性の疼痛、そう痒感、乾燥感</td> </tr> </tbody> </table>		頻度不明	眼	びまん性表層角膜炎、角膜びらん、一過性の疼痛、そう痒感、乾燥感
	頻度不明				
眼	びまん性表層角膜炎、角膜びらん、一過性の疼痛、そう痒感、乾燥感				
(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度	該当資料なし				
(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法	「2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）」、「8. 副作用（2）重大な副作用と初期症状 1）」の項を参照すること。				
9. 高齢者への投与	該当資料なし				
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	該当資料なし				
11. 小児等への投与	小児等に対する安全性は確立していない（使用経験が少ない）。				
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当資料なし				
13. 過量投与	該当資料なし				
14. 適用上の注意	<p>(1) 投与経路：点眼用にのみ使用すること。</p> <p>(2) 薬剤交付時：次のことを患者へ指導すること。</p>				

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

	<p>1) 薬液汚染防止のため、点眼のとき、容器の先端が直接目に触れないように注意するよう指導すること。</p> <p>2) 本剤と他の点眼剤を併用する場合には、5 分間以上の間隔をあけて点眼すること。</p>
15. その他の注意	<p>(1) 海外の添付文書において、非ステロイド性抗炎症薬は、血小板凝集の阻害作用を持つため、眼手術時に眼組織における出血時間を延長させる可能性があるとの記載がある。</p> <p>(2) 海外の添付文書において、アセチルサリチル酸、フェニル酢酸誘導体、その他非ステロイド性抗炎症薬と交叉感受性をもつ可能性があるため、これらの薬剤に過敏な患者には本剤の投与に際して注意が必要であるとの記載がある。</p>
16. その他	該当資料なし

Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験	
(1) 薬効薬理試験（「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照）	
(2) 副次的薬理試験	該当資料なし
(3) 安全性薬理試験	該当資料なし
(4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験	
(1) 単回投与毒性試験	該当資料なし
(2) 反復投与毒性試験	該当資料なし
(3) 生殖発生毒性試験	該当資料なし
(4) その他の特殊毒性	<p>【眼刺激性試験】（ウサギ）⁴⁾</p> <p>ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」を下眼瞼結膜嚢に、生理食塩液を他眼の下眼瞼結膜嚢に 1 回 50 μL をそれぞれ 30 分間隔で 1 日 15 回、2 日間投与し、1、2 日目の点眼前、最終点眼後 30 分後、2 日目点眼終了 16 及び 24 時間後に眼刺激性の判定を行った。</p> <p>その結果、ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」は KAY&CALANDRA の眼刺激評価基準において、無刺激物と分類された。</p>

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	製 剤：該当しない 有効成分：劇薬
2. 有効期間又は使用期限	使用期限：3年（安定性試験結果に基づく）
3. 貯法・保存条件	10℃以下で保存、気密容器
4. 薬剤取扱い上の注意点	<p data-bbox="480 734 1430 768">1. 金属イオンの存在により沈殿が生じる場合があるので、注意すること。</p> <p data-bbox="480 779 1430 869">2. 本剤は in vitro 試験にてポリビニルアルコールを含有する製剤との配合で沈殿を生じる場合があるので、併用は避けることが望ましい。</p>
(1) 薬局での取り扱い上の留意点について	<p data-bbox="480 734 1430 768">1. 金属イオンの存在により沈殿が生じる場合があるので、注意すること。</p> <p data-bbox="480 779 1430 869">2. 本剤は in vitro 試験にてポリビニルアルコールを含有する製剤との配合で沈殿を生じる場合があるので、併用は避けることが望ましい。</p>
(2) 薬剤交付時の取り扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）	「Ⅷ. 14. 適用上の注意」の項を参照すること。 くすりのしおり：有り
(3) 調剤時の留意点について	該当しない
5. 承認条件等	該当しない
6. 包装	5mL×10本
7. 容器の材質	本体：ポリプロピレン 中栓：ポリエチレン キャップ：ポリプロピレン
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬：ジクロード点眼液 0.1% 同 効 薬：非ステロイド性抗炎症点眼剤（プラノプロフェン、ブロムフェナクナトリウム水和物、ネパフェナク）
9. 国際誕生年月日	不明

X. 管理的事項に関する項目

10. 製造販売承認年月日及び承認番号	<p>製造販売承認年月日：2019年7月24日 承認番号：30100AMX00149000</p> <p>(旧販売名) ジクロフェナック点眼液 0.1% 製造販売承認年月日：2007年8月31日</p> <p>(旧販売名) ジクロフェナック点眼液 T 製造販売承認年月日：1997年3月3日</p>						
11. 薬価基準収載年月日	<p>2019年12月13日</p> <p>(旧販売名) ジクロフェナック点眼液 0.1% 薬価基準収載年月日：2007年12月21日 経過措置期間終了：2020年 3月31日 (延長予定あり)</p> <p>(旧販売名) ジクロフェナック点眼液 T 薬価基準収載年月日：1997年 7月11日 経過措置期間終了：2008年 8月31日</p>						
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	該当しない						
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	該当しない						
14. 再審査期間	該当しない						
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	<p>本剤は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の一部を改正した平成 20 年厚生労働省告示第 97 号（平成 20 年 3 月 19 日付）の「投薬期間に上限が設けられている医薬品」には該当しない。</p>						
16. 各種コード	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1731 802 1827">HOT(9桁)番号</th> <th data-bbox="802 1731 1121 1827">厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード</th> <th data-bbox="1121 1731 1442 1827">レセプト 電算コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1827 802 1921">102208701</td> <td data-bbox="802 1827 1121 1921">1319726Q1226</td> <td data-bbox="1121 1827 1442 1921">620220802</td> </tr> </tbody> </table>	HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード	102208701	1319726Q1226	620220802
HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード					
102208701	1319726Q1226	620220802					
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品である。						

XI. 文献

1. 引用文献	<ol style="list-style-type: none">1) 東亜薬品株式会社：ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」の安定性試験（社内資料）2) 田中 千賀子、他：New 薬理学 改訂第4版、484(2002)3) 東亜薬品株式会社：ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」の生物学的同等性試験（社内資料）4) 東亜薬品株式会社：ジクロフェナク Na 点眼液 0.1% 「ニットー」の眼刺激性試験（社内資料）
2. その他の参考文献	該当資料なし

XII. 参考資料

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 主な外国での発売状況 | 該当しない |
| 2. 海外における臨床支援情報 | 該当資料なし |

XIII. 備考

1. その他の関連資料

該当資料なし